

- (4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成17年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。
- ① 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ(フーチング下端から橋脚の天端(上端)までの高さ。)10m以上の工事であること。(歩道橋およびフーチングのみ場合は除く。)
- ② 橋台又は橋脚の基礎形式が場所打ち杭(深礎杭は除く。)の工事であること。
- ただし、上記①、②は同一工事でもなくともよい。
- ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。
- なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記①、②の施工実績を有し、他の構成員は、上記①の施工実績を有すること。
- また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
- (6) 工事全般の施工計画が適正であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
- ① 主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

- ② 1人の者が、平成17年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記(5)①、②に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))
- ただし、上記①、②は同一工事でもなくともよい。
- ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。
- なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
- また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- (8) 一次審査申請書及び一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合

は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (1) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 3 段階的選抜に関する事項
- (1) 一次審査
- 上記2に掲げる競争参加資格(2(6)を除く)を満たす者について、企業の技術力及び配置予定技術者の技術力を評価し、一次審査評価点を算出して与え、入札説明書に示す選抜者数を上限として、一次審査評価点合計の上位の者を選抜する。
- ただし、選抜者数上限となる者の審査評価点合計と同じ点数の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。
- なお、競争参加資格(2(6)を除く)を満たす者の数が10者に満たない場合は、競争参加資格(2(6)を除く)を満たす者全てについて、一次選抜された者と認める。
- 詳細は、入札説明書による。
- (2) 二次審査
- 発注者から上記(1)に掲げる競争参加資格があると認められ、一次選抜された者について、工事全般の施工計画の評価を行う。
- その際、発注者から「工事全般の施工計画書」について適正であると認められた者が、競争参加資格を有する者として、入札に参加することができる。
- 詳細は、入札説明書による。
- 4 総合評価に関する事項
- (1) 落札方式
- ① 入札参加者は「価格」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。
- (2) 総合評価の方法
- ① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ア)の評価項目の評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(イ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
- (ア) 工事全般の施工計画
- (イ) 施工体制(施工体制評価点)
- ③ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
- ④ ②(ア)、(イ)の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工(詳細は入札説明書参照。)及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点(100点)を与え、さらに②(ア)の工事全般の施工計画並びに②(イ)の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。
- ⑤ ②(ア)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、V(60点)、IV(45点)、III(30点)、II(15点)、I(0点)により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
- (3) ②(ア)の評価基準の詳細は入札説明書による。